

新居浜市公告第34号

経営管理権集積計画の策定について

次の森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告し、経営管理権集積計画を縦覧する。

令和4年4月1日

新居浜市長 石川 勝 行
(公印省略)

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権 の継続期間
集01-001	新居浜市別子山乙230-1	318-25	山林	1.25	5年
集01-001	新居浜市別子山乙233-2	318-26, -29-1, -29-2, 319-15, -16	山林		5年

2 縦覧場所 新居浜市経済部農林水産課（4階）、新居浜市ホームページ

3 縦覧期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

4 その他 本公告により、新居浜市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。